

令和6年2月21日
市民局地域防災課

市政記者各位

株式会社ルネサンスとの 「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定」の締結について

1 趣旨

福岡市では、大規模な災害が発生した場合などに迅速な応急対策が行えるよう、企業や団体と様々な災害時応援協定の締結を進めています。

この度、株式会社ルネサンスとの間で、「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定」を締結しました。

今回の協定により、災害発生時、スポーツクラブ ルネサンス（福岡香椎クラブ・福岡西新クラブ・福岡大橋クラブ）において、交通遮断等でやむを得ず徒歩で帰宅する方へ一時的な休憩所として必要な空間、水道水及びトイレなどを提供いただけるようになります。

2 協定概要

(1) 協定の相手方

株式会社ルネサンス

代表取締役社長執行役員 岡本 利治（おかもと としはる）氏

(2) 協定締結日

令和6年2月21日（水）

(3) 支援の内容

- ・ 徒歩帰宅者に対し、一時的な休憩所として必要な空間、水道水及びトイレの提供
- ・ 徒歩帰宅者に対し、通行可能な道路情報、災害情報などの提供

【問い合わせ先】

福岡市市民局 地域防災課 小川・中島

TEL：711-4156（内線1788）

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び株式会社ルネサンス（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の災害（以下「災害時」という。）により交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）の支援をするために必要となる災害時帰宅支援ステーションの設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し次の事項について支援を要請することができるものとする。乙は、福岡市内の店舗（福岡香椎クラブ・福岡西新クラブ・福岡大橋クラブ）内の安全性を十分に確認した上で支援を実施するものとする。

（1） 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、一時的な休憩所として必要な空間、水道水及びトイレを提供すること。

（2） 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の災害に関する情報等を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し支援を実施するものとする。なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 第2条に規定する乙の店舗は「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲及び乙が協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(協定の破棄)

第7条 乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲又は乙のいずれかから特段の意思表示がない限り更新されたものとする。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の2者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年2月21日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都墨田区両国二丁目10番14号
株式会社ルネサンス
代表取締役社長執行役員 岡本 利治